

議案第 2 2 号

おいらせ町駅前広場条例の制定について

おいらせ町駅前広場条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

下田駅前広場及び向山駅東口広場の管理に関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 の規定により必要な事項を定めるため提案するものである。

おいらせ町駅前広場条例

(設置)

第1条 駅利用者の利便に供し、かつ、交通、観光及び人的交流の拠点として駅周辺の振興を図るため、駅前広場を設置する。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅前広場 町が管理する広場及び附帯施設並びに次号に規定する自歩専道をいう。
- (2) 自歩専道 青森県との管理協定に基づく下田停車場線自転車歩行者専用道路及び駐輪場をいう。
- (3) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項の自動車、原動機付自転車及び自転車をいう。

(名称及び位置)

第3条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
下田駅前広場	おいらせ町境田、三本木地内
向山駅東口広場	おいらせ町向山四丁目3570番地5

(管理)

第4条 駅前広場の管理は、町長が行う。

(使用許可)

第5条 次に掲げる行為をするために駅前広場（自歩専道を除く。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、おいらせ町財務規則（平成18年おいらせ町規則第45号）第208条の定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。また、当該許可を受けた事項を変更しようとするときについても同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。

- (3) 興行その他これに類する行為をすること。
- (4) 展示会その他これに類する行為をするために、駅前広場の一部を独占して使用すること。
- (5) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。

(使用料等)

第6条 使用者は、おいらせ町行政財産使用料徴収条例（平成18年おいらせ町条例第59号。以下「徴収条例」という。）第2条の規定により使用料を納付しなければならない。

- 2 町長は、徴収条例第3条の定めるところにより、加算料金を徴収することができるものとする。
- 3 使用料及び加算料金（以下「使用料等」という。）の減免は、徴収条例第5条の定めるところによる。
- 4 使用料等の不還付は、徴収条例第6条の定めるところによる。
- 5 駐車場及び駐輪場の使用料は無料とする。

(使用料等の徴収方法)

第7条 使用料等は、徴収条例第4条の定める方法により徴収する。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は当該許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例に違反したとき。
- (2) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 公益又は公安上必要と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駅前広場（自歩専道を除く。）の管理上特に必要と認められるとき。

(行為の禁止)

第9条 駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りではない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害すること。
- (2) 駅前広場の施設又は設備を損傷すること。
- (3) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めること。
- (4) 車両を放置すること。
- (5) 商行為等を行うこと。
- (6) その他行政目的の使用以外に使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の管理上支障があること。

(放置車両の移動及び措置)

第10条 町長は、駅前広場において、相当の期間にわたって置かれている車両（以下「放置車両」という。）があることにより、駅前広場の適正な使用に支障が生じていると認めるときは、当該放置車両の所有者又は当該放置車両の使用人（以下「所有者等」という。）に対し、広報又は警告により当該放置車両を適切な場所に移動するよう必要な措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の広報又は警告を行ったにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお継続して置かれているときは、当該放置車両をあらかじめ定めた場所に移動し、保管することができる。

3 町長は、前項の規定により放置車両を移動し、保管したときは、その旨を告示するとともに、当該放置車両を所有者等に返還するための必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当の期間を経過しても放置車両を返還することができない場合には、当該放置車両を処分することができる。

5 町長は、放置車両を移動し、保管し又は処分したときは、それらに要した費用を所有者等に対し請求することができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は駅前広場の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長が当該使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は過失により駅前広場の施設、設備及び備品等をき損し、又は滅失した者は、町長の指示に従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。